

Ⅱ 減価償却に関する改正

1 一定のエネルギー環境負荷低減推進設備等に対する即時償却制度の導入

〔制度の概要〕

青色申告法人が、平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、その取得等の日から 1 年以内に一定の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の 30%相当額の特別償却ができることとされています（旧措法 42 の 5 ①）。

〔改正の内容〕

平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間（以下「指定期間」といいます。）に、エネルギー環境負荷低減推進設備等のうち次に掲げる発電設備の取得等をした場合の特別償却限度額は、その発電設備の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、その事業の用に供した事業年度において取得価額の全額を償却（即時償却）することができることとされました（措法 42 の 5 ①、措令 27 の 5 ①）。

- ① 太陽光を電気に変換する認定発電設備（再生エネルギー法第 3 条第 2 項に規定する認定発電設備をいいます。以下同じです。）でその出力が 10 キロワット以上であるもの
- ② 風力を電気に変換する認定発電設備でその出力が 1 万キロワット以上であるもの

（算 式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{発電設備の取得価額} - \text{普通償却限度額}$$

申告に当たっての注意点

《適用要件》

上記の発電設備について本制度の適用を受けるためには、確定申告書等にエネルギー環境負荷低減推進設備等に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付する必要があります（措令 27 の 5 ⑩）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 10 ①、措令 39 の 40 ①）。

〔適用時期〕

- (1) 再生エネルギー法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に取得等をするエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用され、同日前に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等については、改正前の規定が適用されます（改正法附則 1 十、19 ①、30 ①）。
- (2) 再生エネルギー法附則第 3 条第 1 項により平成 24 年 7 月 1 日前に同法第 6 条第 1 項の認定を受けた法人については、同日に認定を受けたものとみなされ、その認定に係る再生可能エネルギー発電設備は指定期間内に取得した認定発電設備に該当するものとみなされます。この場合には、その認定を受けた法人は、上記(1)の施行の日以後に取得等をする認定発電設備について改正後の規定が適用されます（改正法附則 1 十、19 ②③、30 ②③）。

2 その他

その他、減価償却制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等									
<p>(1) 中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却(措法42の6①、68の11①、措規20の3①、改正法附則20、31)</p> <p>(措規20の3③、改正措規附則11①)</p> <p>(措令27の6③、39の41①、措規20の3⑤、22の25①、改正措規附則11②、14)</p>	<p>○ 適用対象となる資産に、製品の品質管理の向上に資する工具、器具及び備品として次のものが追加されました。</p> <p>イ 測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含みます。)</p> <p>ロ 試験又は測定機器</p> <p>○ 適用対象となるソフトウェアに、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされた、次のものが追加されました。</p> <p>イ サーバー用オペレーティングシステム</p> <p>ロ サーバー用仮想化ソフトウェア</p> <p>ハ データベース管理ソフトウェア</p> <p>ニ 連携ソフトウェア</p> <p>ホ 不正アクセス防御ソフトウェア</p> <p>○ 工具、器具及び備品に係る取得価額基準について、次の改正が行われました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得価額基準</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一台又は一基の取得価額が120万円以上</td> <td>・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機</td> <td>・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機 ・測定工具及び検査工具 ・試験又は測定機器</td> </tr> <tr> <td>上記に準ずるもの(当該事業年度の取得価額の合計額が120万円以上)</td> <td>・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機</td> <td>・電子計算機 ・測定工具及び検査工具(注) ・試験又は測定機器(注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 一台又は一基の取得価額が30万円未満であるものを除きます。</p> <p>○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。</p>	取得価額基準	改正前	改正後	一台又は一基の取得価額が120万円以上	・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機	・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機 ・測定工具及び検査工具 ・試験又は測定機器	上記に準ずるもの(当該事業年度の取得価額の合計額が120万円以上)	・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機	・電子計算機 ・測定工具及び検査工具(注) ・試験又は測定機器(注)	<p>平24.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。</p> <p>平24.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
取得価額基準	改正前	改正後									
一台又は一基の取得価額が120万円以上	・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機	・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機 ・測定工具及び検査工具 ・試験又は測定機器									
上記に準ずるもの(当該事業年度の取得価額の合計額が120万円以上)	・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機	・電子計算機 ・測定工具及び検査工具(注) ・試験又は測定機器(注)									
<p>(2) 沖縄の特定中小企業が経営革新設備等を取得した場合の特別償却(旧措法42の10、68の14、旧措令27の10、39の44、旧措規20の5、22の27、改正法附則22、33、改正措令附則12、19、改正措規附則12、15)</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	<p>平24.4.1前に承認経営革新計画に係る承認を受けた法人が平25.3.31以前に取得等をする経営革新設備等については、従来どおり適用されます。</p>									
<p>(3) 特定設備等の特別償却(措法43①、68の16①、旧措令28②⑨、39の46②⑨、旧措規20の8、22の30、改正法附則24①、35①、昭48大蔵省告示第69号、平24財務省告示第114号)</p>	<p>○ 公害防止用設備の特別償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 適用対象設備からPCB汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備が除外されました。</p> <p>ロ 指定物質等回収設備について、適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平24.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>									
<p>(4) 共同利用施設の特別償却(措法44の3①、68の24①)</p>	<p>○ 適用期限が平成25年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>—</p>									
<p>(5) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法45①表二・三、68の27①、措令28</p>	<p>○ 沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 産業高度化地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 適用対象法人が産業高度化・事業革新措置実施計画の</p>	<p>平24.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものにつ</p>									

改正事項	改正の内容	適用時期等														
<p>の9①②⑧～⑩、39の56、改正法附則24②③、35②③)</p>	<p>認定を受けた事業者とされました。</p> <p>(ロ) 対象地域が提出産業高度化・事業革新促進計画において産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区とされました。</p> <p>(ハ) 対象事業及び対象資産について、次の事業及びその事業に係る次の建物が追加されました。</p> <table border="1" data-bbox="544 398 1150 562"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>対象資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品検査業 計量証明業</td> <td>事務所用又は作業場用の建物</td> </tr> <tr> <td>研究開発支援検査分析業</td> <td>事務所用、作業場用又は研究所用の建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ニ) 対象事業から広告代理業及びディスプレイ業が除外されました。</p> <p>(ホ) 取得価額要件について、機械及び装置並びに器具及び備品については、これらの取得価額の合計額が500万円を超えるものとされました。</p> <p>(ヘ) 一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額の上限が20億円(改正前10億円)に引き上げられました。</p> <p>ロ 自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象地域が国際物流拠点産業集積地域として指定された地区とされました。</p> <p>(ロ) 対象事業及び対象資産について、次の事業及びその事業に係る次の建物が追加されました。</p> <table border="1" data-bbox="544 976 1150 1205"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>対象資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無店舗小売業</td> <td>事務所用、作業場用又は倉庫用の建物</td> </tr> <tr> <td>機械等修理業</td> <td>作業場用又は倉庫用の建物</td> </tr> <tr> <td>不動産賃貸業</td> <td>倉庫用の建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ) 一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額の上限が20億円(改正前10億円)に引き上げられました。</p> <p>○ 産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域及び沖縄の離島の地域について、本制度の適用期限が平成29年3月31日まで5年延長されました。</p>	対象事業	対象資産	商品検査業 計量証明業	事務所用又は作業場用の建物	研究開発支援検査分析業	事務所用、作業場用又は研究所用の建物	対象事業	対象資産	無店舗小売業	事務所用、作業場用又は倉庫用の建物	機械等修理業	作業場用又は倉庫用の建物	不動産賃貸業	倉庫用の建物	<p>いては従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
対象事業	対象資産															
商品検査業 計量証明業	事務所用又は作業場用の建物															
研究開発支援検査分析業	事務所用、作業場用又は研究所用の建物															
対象事業	対象資産															
無店舗小売業	事務所用、作業場用又は倉庫用の建物															
機械等修理業	作業場用又は倉庫用の建物															
不動産賃貸業	倉庫用の建物															
<p>(6) 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却(旧措法46、68の30、旧措令29、39の59、改正法附則24④⑤、35④⑤)</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	<p>平24.4.1前に経営基盤強化計画につき承認を受けた指定中小企業者である法人の有する機械等については、従来どおり適用されます。</p>														
<p>(7) 特定再開発建築物等の割増償却(措法47の2③二、68の35③二、改正法附則24⑥、35⑥)</p>	<p>○ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、対象となる認定計画に同法の規定により公表された都市再生事業に関する事項が記載された整備計画を含めることとされました。</p>	<p>平24.4.1以後に取得等をする特定再開発建築物等について適用されます。</p>														
<p>(8) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措法67の5①、68の102の2①)</p>	<p>○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>														